

## 第3回（仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会 議事録

- 日 時： 令和6年4月23日（火） 14時～15時
- 場 所： 仙台市役所上杉分庁舎 2階第2会議室
- 出席委員： 田中智仁座長、桑原和也座長職務代理者、赤井由紀子委員、中鉢哲聡委員、小野千賀子委員、高島大委員、高村裕子委員、長谷川栄委員
- 事務局： 大村仁生活安全安心部長、高橋仁市民生活課長、鈴木幸太郎市民生活係長、高橋和希市民生活係主査
- 議 題： 1 開会  
2 委員紹介  
3 条例骨子案修正案について  
4 支援メニュー骨子案修正案について  
5 その他  
6 パブリックコメントの実施について  
7 閉会
- 配付資料： 資料1 （仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例骨子案（修正案）  
資料2-1 支援メニュー骨子案（修正案）  
資料2-2 犯罪及び被害者の区分に関する図  
資料3 パブリックコメント概要
- <参考資料>
- ・宮城県警察による各要領による犯罪被害者等支援（第1回懇話会資料5）
  - ・犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況（第1回懇話会資料6）
  - ・政令指定都市犯罪被害者支援施策の実施状況（R5年4月時点）（第1回懇話会資料7）
  - ・刑法（抜粋）
- <宮城県共同参画社会推進課提供資料>
- ・宮城県犯罪被害者等見舞金制度について

### 議題1 開会

冒頭、懇話会開催にあたり、佐々木淳一市民局長が挨拶をした。

### 議題2 委員紹介

今回から委員に委嘱された中鉢哲聡委員及び高島大委員を紹介した。

### 議題3 条例骨子案修正案について

- 会議の公開について  
本日の懇話会は、第1回懇話会で決定したとおり、原則公開とし、個人情報について話し合う等の必要がある場合には、その部分についてのみ非公開とすることとした。
- 条例骨子案修正案について

事務局から、資料1に基づき説明を行った。

修正及び加筆した箇所については、下線太字にしている（4頁、8頁、10頁）

前回の懇話会でご意見をいただいた、迅速な支援や他機関との連携の強化について反映させている。

- 質疑・意見等  
意見等なし。

#### **議題4 支援メニュー骨子案修正案について**

- 支援メニュー骨子案修正案について

資料2-1を基に説明を行った。

1頁の精神面支援の支援内容の記載を修正した。事務局の考えとしては、宮城県警察やみやぎ被害者支援センターが実施するカウンセリングを利用し終わった被害者を対象とすることを明確にした。

その他、誤記について訂正している（資料の二重下線部）。

- 質疑・意見等

##### **(1) カウンセリングについて**

(桑原委員) カウンセリングの支援について。宮城県警察やみやぎ被害者支援センターで実施するカウンセリングの対象者と市で実施しようとするカウンセリング費用の助成の対象者は同じになるのか。

(鈴木市民生活係長) 対象者の多くが重なると考えている。また、本市の対象者と同じくなる場合は、時間的な補完関係にあると考えている。詳細については引き続き検討していきたい。

(赤井委員) 宮城県警察等のカウンセリングを受け終わった後に対象となるとのことだが、宮城県警察等のカウンセリングを受け終わった日というのは、目安なり根拠はあるのか。

(鈴木市民生活係長) 他都市の状況も参考にすると、どこかの時点で区切らなければならないと考えている。また、受け終わった日から3年以内としているのは、不法行為の時効が3年であることなどを参考としている。この期間については、制度運用後でも見直しは可能と考えている。

(赤井委員) 被害の状況や必要性に応じて、柔軟に対応が可能となるものと受け止めている。

(大村生活安全安心部長) 被害者が受けるカウンセリングの実情について、実務を担う委員の皆様にご意見を伺いたい。当方の制度設計の意図としては、宮城県警察やみやぎ被害者支援センターで実施するものになんらかの制限があり、被害者の需要を満たせていないのであれば、そこを補完したいというものである。

(田中座長) カウンセリングについて、現場で支援にあたっている委員からお話をいただきたい。小野委員に、実際にカウンセリングを受ける方がどのくらいの期間を要するのかという点とみやぎ被害者支援センターの制度としてカウンセリングの利用に金額や回数の上限があるのか伺う。

(小野委員) みやぎ被害者支援センターで実施するカウンセリングとして、まず、宮城県から委託を受けて性被害に関して実施するものがある。これについては、3年間という縛りはあるが、今年度から回数の制限はなくなった。金額は、9,000円以内。この他に、みやぎ被害者支援センター独自で実施する、殺人や交通事故等性被害以外を対象とするものについては、3年という縛りがあり、回数は36回までである。回数制限の撤廃

をしたいと考えているが、予算上の制約もあり難しい。金額は9,000円以内。ほとんどの被害者が、上限目一杯利用している状況である。

(田中座長) みやぎ被害者支援センターの状況について小野委員に説明いただいたが、質問等はあるか。

(鈴木市民生活係長) 事務局から確認である。先ほど、性被害に係るカウンセリングについて宮城県から委託を受けているとの話があったが、これは知事部局からの委託ということでしょうか。

(小野委員) 知事部局である。

(高島委員) 性暴力被害支援センター宮城(けやきホットライン)という名称で、みやぎ被害者支援センターに委託をしている。性暴力に関して、宮城県犯罪被害者等支援条例の改正前から委託しているものである。

(大村生活安全安心部長) 3年で36回という上限があるとお話であったが、被害直後の方が利用頻度は高いという印象を持っているが、実態としてはいかがか。

(小野委員) 様々なケースがある。ほとんどの方が、月に1回受けている。体調や状況によって、2週間に1回という方もいる。

(大村生活安全安心部長) 3年間目一杯利用する方が多いとのことだが、その期間終了後もカウンセリングを受けたいという意思表示をされる方はいるのか。

(小野委員) 中長期でカウンセリングを受け続けたいという方もいるが、予算の都合もあり、36回という縛りがあるので、なんとかその間で支援が終えられるようにカウンセラーとも連携して対応している。

(大村生活安全安心部長) 支援できる上限をあらかじめ説明し、その間で被害から回復できるように取り組んでいるということで理解した。

(田中座長) 続いて、宮城県警察での支援状況について、中鉢委員に伺いたい。

(中鉢委員) 宮城県警察での公費負担制度の概要について説明する。被害者が受診した精神科医、公認心理師、臨床心理士が実施するカウンセリングに係る初診料、入院料、投薬料、カウンセリング料等について公費負担としている。金額及び回数の上限はない。期間は、初診日から3年を限度としている。3年間の間にどのくらい利用しているかについての統計は取っていない。警察組織内に部内カウンセラーという制度があるが、まずは、そのカウンセラーがカウンセリングを実施し、被害者の状態等必要に応じて、民間の病院やカウンセリングに繋いでいくことになるので、期間等は被害者によってまちまちである。

(田中座長) 中鉢委員の説明に対して質問等はあるか。

(鈴木市民生活係長) 事務局から確認である。部内カウンセラーから民間の精神科医やカウンセラーにつないだ場合、つないだ先に係る費用も公費負担の対象ということでしょうか。

(中鉢委員) そのとおりである。

(高島委員) 公費負担制度の適用基準はあるのか。

(中鉢委員) 部内カウンセラーが専門的治療が必要と判断した場合ということになるが、具体的な基準は設けていない。

(大村生活安全安心部長) 確認であるが、部内カウンセラーによるカウンセリングは費用がかからず、部内カウンセラーがつないだ先の医療機関やカウンセリング等の費用は公費負担で支援するということがどうか。

(中鉢委員) 警察の役割としては初動対応が中心となり、長期間継続した支援を部内カウンセラーが実施することは難しい。そうした意味で、部内カウンセラーは民間の医療機関やカウンセラーとの橋渡しというものも重要な役割であると考えている。

(田中座長) 他にご質問はあるか。

(小野委員) 宮城県警察の公費負担制度でもみやぎ被害者支援センターの制度でも精神科医を受診した場合の費用についても支援対象としているが、市の制度ではカウンセリング費用に限定しているのか確認したい。

(鈴木市民生活係長) 今後検討していきたい。

(大村生活安全安心部長) これまでの議論で、被害者の方が臨床心理士につながる場合だけでなく精神科医につながることもあれば、その両方につながる場合もあると理解した。それは宮城県警察もみやぎ被害者支援センターも同じであることも理解した。本市としては、先に関わる宮城県警察やみやぎ被害者支援センターでの3年間という支援期間で十分なのかという点を踏まえて検討していきたい。

(田中座長) カウンセラーという立場から高村委員からもご発言をお願いしたい。

(高村委員) 難しい問題であると感じて議論を聞いていた。社会がどこまでサポートできるのか、一定の支援期間を経てそこから先は、自分で向き合って頑張るねとする境界が難しい。支援が必要だからといって、半永久的に支援し続けることが本当に被害者の自立につながるのか考える必要がある。これまで関わった人の中には、依存させられたくない、自立して歩んでいきたいという意思を持った方もいた。被害者が生活を再建していくときに、カウンセリングで何ができるのか考える必要がある。3年間で36回という縛りは、人によっては短いと感じるかもしれないが、そのような制限を示すことに意義があるのではないか。ただし、その期間や回数については、色々な方のご意見を聞いて検討する必要があると考える。

金額や回数や期間と同じぐらいに、誰がカウンセリングを実施するのかという点も非常に重要である。質が担保されていない専門家に相談したことによって、被害者がさらに傷ついてしまうこともあるので、どのような人が支援を担うのか検討する必要があると考える。事務局案では、宮城県警察やみやぎ被害者支援センターの支援を受けた後の支援ということであると、宮城県警察やみやぎ被害者支援センターのフィルターを通した専門家が支援するということになり、安心な点と言える。

## (2) 宮城県犯罪被害者等見舞金制度について

(田中座長) 宮城県犯罪被害者等見舞金制度について、高島委員からご説明をお願いします。

<高島委員 宮城県共同参画社会推進課提供資料を基に説明>

(高島委員) 金額については、県内市町村の見舞金の額と同額である。他市町村と宮城県の見舞金の併給は可能である。被害者が受ける経済的な負担に迅速に対応したい。同様の制度を設けている市町村と連携して対応していきたい。

(田中座長) 高島委員からの説明に対し、質問等はあるか。

(鈴木市民生活係長) 一点質問させていただく。基礎自治体との併給は可能とことだが、都道府県同士の併給は認められるか。

(高島委員) 都道府県同士で併給の可否が問題となることはないと考えている。

## (3) その他

(田中座長) 長谷川委員からご意見等はないか。

(長谷川委員) 具体的な支援策について要綱で制定していくと思うが、事案は多種多様であ

と思うので、運用は難しいだろうと思っている。実際の支援にあたって、宮城県、仙台市、宮城県警察と手続きがバラバラだと負担になる。「迅速に」という文言が条例骨子案に追加されるとのことだが、運用は大変な面はあるだろうと考えている。

(大村生活安全安心部長) 手続きの迅速化は重要だと考えているが、手続きを同じ書類を何度も書くようなことは負担になると考えている。たとえば、被害者本人の同意を得て関係機関間で書類をやり取りするようなやり方が考えられる。異なる主体が支援を行うことになるが、連携を図って被害者の負担の少ない形を考えていきたい。手続きが面倒なので支援の申請を躊躇するといったことのないようにしていきたい。また、様々な支援に関して上限や金額、支援の対象等という部分を要綱で盛り込んでいくが、表現ぶりが難しい所がある。市が考える支援対象を網羅して規定したいと考えているが、想定外のケースの発生が予想される。そのようなケースが発生した場合に、支援が全くできないといったことのないような規定も検討してまいりたい。リーフレットを作成する等啓発にも取り組んでまいりたい。

(高村委員) 資料2-1 支援メニュー骨子案修正案の中の市営住宅への入居について、犯罪被害者の区分が「C」になっているが、仙台市民の方は対象とならないのか。

(鈴木市民生活係長) 「A」及び「B」も含まれるということであるので、本市市民も対象となる。

(高村委員) 精神面の支援について、自助グループに対する支援等も検討できるのではないかと思う。また、条例骨子案9頁「5. 支援内容等⑤」については、支援メニュー案に掲載のない内容である。非常に具体化が難しいものだと思うが、この点に触れられる何かがあるかという点について聞いてみたい。

(鈴木市民生活係長) 企業等への啓発については、具体的な取組みは難しい点であると内部で議論していたところである。国や他都市の施策を参考に検討をしていきたい。

(中鉢委員) 事業所と警察で連携している例がある。広報啓発の部分で事業者にも協力してもらっている。地元事業者にコラボ商品を作ってもらい、売り上げに応じて被害者支援に寄付をしていただくことで被害者支援の機運を高めているものがある。自動販売機とかパンといった例がある。

(田中座長) 他にご質問等はあるか。

(中鉢委員) 資料2-1 支援メニュー骨子案修正案の3頁の「学業支援」の支援の内容の2つ目にある家賃支援について。対象となる被害者が「A」ということであると仙台市に住民票のある学生が対象となると思われるが、住民票を移していない学生も市内に多く居住している。こうした者はこの支援の内容の対象とならないのか。

(鈴木市民生活係長) 支援金のように金銭を支給するものは、仙台市に住民票のある方に限定するというのが基本にある。また、先行都市の規定を見ると、他の市町村から支援金等の支援を受けると、当該市町村では支給しないというものが多くあり、本来当該市町村で受けられる支援が受けられなくなってしまうということが発生する。こうしたことを避けるべきと考えている。しかしながら、支援を受けられる当該市町村へ帰省するための費用については、同頁「大学生」の内容のとおり、支援対象にしようと考えているところである。

(赤井委員) 参考資料3の他の政令市の制度を見ると、大阪市では支援金の支給の欄に「所得制限なし」と記載されている。他の都市では、所得制限を設けているのか。

(鈴木市民生活係長) 参考資料3は、各都市の回答を記載したものである。大阪市は注意的に記載したものであると思われる。他都市においても所得制限を設けていないところが基本

である。

#### **議題5 パブリックコメントの実施について**

資料3に基づき説明した。

○質疑・意見等

(長谷川委員) 資料1と同じ形で実施するのか。

(大村生活安全安心部長) 資料3のご案内と資料1と同じものを各所に展開していく。

#### **議題6 その他**

<質疑・意見等なし>

#### **議題7 閉会**

第4回懇話会の開催日は、令和6年7月9日(火)午後2時からとした。詳細は、事務局から連絡することとした。